

令和6年度 第1回 青森支部評議会の概要報告（速報）

開催日時	令和6年7月23日（火）10：00～12：00
開催場所	全国健康保険協会青森支部会議室
出席評議員	秋田谷評議員、大坂評議員、今評議員、神評議員、藤沼評議員、前多評議員、吉田評議員（五十音順）
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度決算について 2. 令和5年度事業報告について 3. その他
議事概要 （主な意見等）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>議題1について、事務局より資料に基づき説明。</p> </div> <p>●令和5年度決算について</p> <p>【被保険者代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金残高が約5兆2,000億円となっているが、資産運用は可能なのか。 <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金は、安全かつ効率的な運用となっており、令和5年度は定期預金の引き受けがなかったということで譲渡性預金として運用した。令和5年度の運用収入は約3,200万円であった。 <p>【学識経験者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備金残高を年金のように、きちんと運用しようという議論は出てきていないのか。 <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論されているかは聞いていない。健康保険法の規定に基づいて、安全に運用することとなっているため、譲渡性預金ということになった。 <p>【議長】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均標準報酬月額が上がってきていることは、全国的な賃金アップにも関連していると思うが、経営者側として、青森県は今後どうなりそうか、何かあれば教えていただきたい。 <p>【事業主代表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、経済団体でよく賃上げの話題となる。今は全国的に大手が賃上げに動いている状況であり、青森県内は中小企業が多いため、賃上げができる環境が十分ではないところが多い。原材料費やエネルギーの高騰を価格に転嫁できるような事業所であれば賃上げできるが、なかなか価格転嫁できない

事業所は赤字を出しながら賃上げというのは難しい。

議題2について、事務局より資料に基づき説明。

●令和5年度事業報告について

【学識経験者】

・K P I の達成状況について、令和5年度の達成は10項目で、令和4年度の達成は13項目ということで、未達成に移った3項目について教えていただきたい。

(事務局)

・「協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額」、「日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率」、「生活習慣病予防健診実施率」の3項目である。

【学識経験者】

・特定健診実施率と重症化予防対策の実施状況の2か所で、『バス協会、トラック協会、ハイヤー・タクシー協会』の記載があるが、業界を特定してやった結果や効果について、分析しているものはあるのか。

(事務局)

・効果までの測定はできていない。業界団体が保有している広報ツールを活用して、少しでも加入者に見てもらえる機会を増やす取り組みしかできていないため、健診の受診率や保健指導の実施率の向上につながっているか検証できていない。

【学識経験者】

・保険証回収率のK P I が未達成であるが、今後、マイナ保険証となった場合、実際に保険証を回収する必要がなくなるということによろしいか。また、資格喪失した時のマイナ保険証から保険証の機能がなくなる仕組みをお聞きしたい。

(事務局)

・現行の保険証が有効に使用できる令和7年12月1日以前に資格喪失した場合は、保険証の回収は必要となる。日本年金機構で資格喪失の処理をし、医療保険者向け中間サーバーに登録されることでマイナ保険証での資格がなくなるため、資格喪失の届け出から10日くらいの間には、医療機関でも資格がないことを確認できるようになる。

【学識経験者】

・マイナンバーカードと保険証の紐づけがおかしいということがあったが、現在も検出されているのか。

(事務局)

・現在は、住民基本台帳（J-LIS 住民基本台帳ネットワークシステム）と照らし合わせて、照会しながら進めている。

【被保険者代表】

・病院の窓口の方が、確認のためにマイナンバーカードを一時的に預かることはあるのか。

(事務局)

・マイナンバーカードは他人には見せてはならないことになっているので、医療機関の窓口でマイナンバーカードを預かってはならないことになる。

【被保険者代表】

・外国人労働者も一般の企業に勤めると、協会けんぽの加入になるが、外国人労働者の増加率は青森県が一番と聞いている。外国人加入者において、資格喪失後受診等による債権回収案件が増加する等問題はないのか。

(事務局)

・外国人労働者についてもマイナ保険証に移行する。資格喪失後はマイナ保険証で医療機関を受診できなくなるため、喪失後受診も抑制されると思われる。

【被保険者代表】

・協会けんぽでも、職員の電話対応や債権回収などで、カスタマーハラスメントに該当する事例もあると思われる。協会けんぽとしてどのような対応を取っているのか、基本的な考え方を教えてほしい。

(事務局)

・ハラスメントの関係については、内部規程の中に、「危機管理マニュアル」があり、来訪者が窓口で大声を出したりなどした場合には、その状況に応じた対応をマニュアルに従って進めていくことになっている。

【学識経験者】

・健診推進経費の残額が多い理由で、目標達成した健診機関が少なかったと説明があったが、少なかった理由はどのようなことが考えられるのか。

(事務局)

・一定の健診実施件数を超えたり、冬場の健診を実施したり、事業者健診データを早く提供したりした場合に目標達成となるが、生活習慣病予防健診の実施件数自体を伸ばすことができなかったことが要因の1つではないかと考えている。

議題3について、事務局より資料に基づき説明。

●その他（報告事項：青森支部医療費等分析）

【学識経験者】

- ・入院外の中には、在宅医療も含まれているという理解でよろしいか。

（事務局）

- ・入院外に含まれている。

【被保険者代表】

- ・県立保健大学の太西先生とアドバイザーの契約をし、助言等をいただいていると思うが、太西先生からはどのようなコメントがされているのか。

（事務局）

- ・毎年、青森支部医療費等分析結果を見せる機会をいただき、青森県民の3分の1が加入している点において有効なデータであり、業態別に見られるのも特徴的で非常にいいデータであると評価いただいている。青森県の健康づくりに関係する部署や県内40市町村に配布してみてもとの意見があったため、継続して配布をしている。協会けんぽの分析データを広めるのは、県内の健康づくりを進める第一歩であり、地方自治体と連携して実施できる活動があれば積極的にやってほしいというお話をいただいている。

【事業主代表】

- ・悪性新生物の医療費の割合で、全国平均より約4%高いということは、がんになる青森県の人が多いということで、食生活とかたばことか、何かしら生活を改善できないために全国との開きがあるということなのか。

（事務局）

- ・青森特有の習慣が必ずしも関係しているとは言い難いところもあるが、喫煙率が高い、飲酒量が多い、野菜を摂らない、塩分過多など、様々な要因が全国に比べて高いので、それが総じてがん罹患率を押し上げているのではと考える。

【事業主代表】

- ・今後またコロナが流行するという新聞記事があったが、協会けんぽとして、そのような傾向を見て、何か先行して対応できないものなのか。

（事務局）

- ・協会けんぽが独自に政府に先んじて何かやることは難しいと思うが、感染予防についての啓発や広報ということはできるのではないかと考える。

【学識経験者】

・青森県の方々は飲酒や喫煙などの率が高く、がんになるリスクが高い。また、健診を受けないし、健診を受けて要精検になっても医療機関を受診せずにそのままにしているため、がんが進行して重症化している。特定健診をきちんと受けて、要精検となったら医療機関で診てもらおうという、受診勧奨までを進めていくことが大事になってきている。

(事務局)

・重症化予防ということで、血圧高値の方や血糖高値の方には、受診勧奨を実施している。

【事業主代表】

・生活習慣病予防健診におけるバリウムの検査では、がんの発見とはならず、胃カメラで検査をしないとがんを発見できないのなら、バリウム検査をやめて胃カメラにすると、胃がんの発見率は高くなるのではないかと感じる。検査費用はかかるが、その後の処置が早ければ、トータルで医療費は安くなるのではないか。

(事務局)

・医学的な見解まではわからないが、バリウムによる検査より内視鏡による検査のほうが、目視で確認できるため有効性は高いことは理解している。内視鏡検査だと健診費用が相当かかるため、変更は難しい。

【学識経験者】

・要精検に該当した人が、精密検査に行っているのか気になる場所であるが、その後の受診状況は簡単にわかるのか。

(事務局)

・医療機関の受診状況については簡単にはわからず、分析には時間がかかる。

以上

特 記 事 項

・傍聴者 なし

・次回は令和6年10月に開催予定